

## 職長・安全衛生責任者教育 又は再教育研修会開催

- ・日 時：職長・安全衛生責任者教育  
令和4年10月11日(火)～12日(水)  
午前9時30分～午後5時40分
- 再教育  
令和4年10月12日(水)  
午前9時10分～午後5時20分
- ・場 所：ウインクあいち（愛知県産業労働センター）  
1207会議室（名古屋市中村区）
- ・参加者：28名（うち再教育4名）

安全衛生委員会（伊藤泰雄委員長）は、企業の法令遵守及び会員の皆様の安全意識の更なる向上を図るため、労働安全衛生法第59条・第60条に基づく「職長・安全衛生責任者教育又は再教育研修会」を開催しました。再教育は、職長教育又は職長・安全衛生責任者教育を受講後5年以上経過した方が対象となっています。

開会挨拶で伊藤委員長は、「本日はお忙しい中、研修会にご参加いただきありがとうございます。今日お越しの皆様は、ほとんどの方が中堅、又はベテランの方が多いと思いますが、この二日間の研修を通して職長とは何か、安全衛生とは何か、について再認識をしていただき、皆様方の会社において事故ゼロ、労災事故ゼロを目指していただきますよう願っております。」と述べました。

研修会の講師に（株）辻安全サービスセンター代表取締役社長 辻太朗氏をお迎えしました。

研修前に辻講師から、研修の進め方等について、座学とグループワークでの学習方法であるこ



挨拶をする  
伊藤安全衛生委員長



講演をする  
(株)辻安全サービスセ  
ンター辻



と、テキストのみではなく実践に基づいた内容による説明もあるとのことでした。

はじめに、職長は安全衛生責任者であり、作業中の労働者を直接指導又は監督する者（労働安全衛生法第60条）であると説明し、事業所によって監督、班長、リーダー、作業長などと呼ばれ、仕事を行う上で現場の指揮、命令をする人が職長であり重要な役割を果たします。

法的責任範囲においては、職長が法律上業務に関して労働安全衛生法違反をした時は、その行為者として責任が伴います。

研修では、作業方法の決定及び労働者の配置に関する事、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する事、異常時における措置に関する事、その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事、安全衛生責任者の職務等、統括安全衛生管理の進め方、職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関する事、労働者に対する指導又は監督の方法に関する事、危険性又は有害性等の調査等に関する事、について、現場での事例を交え講義が行われました。

グループ演習では、災害事例研究、危険予知活動、危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置について演習が行われ、二日間の研修後、修了証が交付され閉会となりました。